

# 議会運営委員会

平成19年11月28日午前9時00分から委員会室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎里川宜志子	○飯高 昭二	嶋田 善行
西谷 剛周	浦野 圭司	辻 善次
中川 議長		

## 2. 理事者出席者

総務部長 池田 善紀

## 3. 会議の書記

議会事務局長 藤原 伸宏      同 係 長 峯川 敏明

## 4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 飯高委員、西谷委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会させていただきます。

それでは直ちに、本日の会議を開きます。

最初に、本日の委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。

会議録署名委員に飯高委員、西谷委員を指名させていただきます。両委員にはよろしく願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておりますレジメのとおりでございます。それではレジメに沿って進めてまいりたいと思います。

まず1. 協議事項（1）平成19年第5回斑鳩町議会定例会についてを議題と致します。

①の会期日程につきましては、9月21日の議会運営委員会で日程案の確認をさせていただいておりますが、12月3日（月）から12月19日（水）までの会期17日間ということで決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

平成19年第5回斑鳩町議会定例会は、12月3日（月）から12月19日（水）までの会期17日間ということで決定させていただきます。

次に、②の付議予定議案についてを議題と致します。

総務部長に出席を願っておりますので、付議予定議案につきまして総務部長から概要説明を受けることといたします。 池田総務部長。

総務部長

（ 概要説明 ）

委員長 ただいま、付議予定議案につきまして概要説明をお受けしたところですが、委員皆さんのほうから事前に何かお聞きしておくことがあればお受けしてまいりたいと思いますが、質疑、ご意見等のある方ございますか。特にございませんか。よろしいでしょうか。

( な し )

委員長 なければ、付議予定議案につきましては、あらかじめ説明を受けたということでした承しておきたいと思いますが、よろしいですか。

( 異議なし )

委員長 付議予定議案については、あらかじめ説明を受けたということでした承しておきます。

次に、③の付議予定議案等の取扱いについてを議題とさせていただきます。

お手元の議事日程と委員会付託表とを合わせてご覧いただきたいと思います。日程順に確認をさせていただきたいと思います。

会議録署名議員の指名、会期の決定をいたしまして、日程3から日程6まで、閉会中の各常任委員会の審査の概要につきまして、各委員長から報告を受けることといたします。更に、日程7、議案第41号、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会へ付託。日程8、議案第42号、斑鳩町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会へ付託。日程9、議案第43号、平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）については、予算常任委員会へ付託。日程10、議案第44号、平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についても予算常任委員会へ付託。日程11、議案第45号、平成19年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第2号）についても予算常任委員会へ付託。日程12、議案第46号、平成19年度斑鳩町公共下水道事業特

別会計補正予算（第2号）についても予算常任委員会へ付託。日程13、議案第47号、平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についても予算常任委員会へ付託。日程14、議案第48号、平成19年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）については、予算常任委員会へ付託。日程15、議案第49号、奈良県市町村会館管理組合の解散については、総務常任委員会へ付託。日程16、議案第50号、奈良県市町村会館管理組合の解散に伴う財産処分についても、総務常任委員会へ付託。日程17、議案第51号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散についても、総務常任委員会へ付託。日程18、議案第52号、奈良県市町村非常勤職員公務災害補償組合の解散に伴う財産処分についても、総務常任委員会へ付託。日程19、議案第53号、奈良県市町村職員退職手当組合の共同処理する事務の変更、規約の変更及び組合を組織する地方公共団体の数の増加についても、総務常任委員会へ付託。日程20、議案第54号、斑鳩町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等については、厚生常任委員会に付託。

ここまでは、総括質疑ののち、ただ今申し上げましたように、それぞれの委員会に付託するということにしたいと思います。また、日程15から日程19までの5議案につきましては、3つの組合の統廃合にかかるものでございますので、一括議題として総括質疑を受けることとしたいと思います。そういう取扱いをさせていただくということによろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長

それでは、そのように当日の本会議での取扱いの方、よろしくお願いたします。

次に、日程21、諮問第3号と日程22、諮問第4号の2議案につきましては、人権擁護委員の推薦について議会の意見を求めるもので、人事案件でございますので、人事案件の取扱いの例によりまして、委員会付託を省略して、本会議の初日で一括して提案説明を受け、一括して推

薦について諮っていただくということにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議がないようですので、そのように進めさせていただきたいと思います。

次に、日程 2 3、承認第 1 1 号、町長専決処分について承認を求めることについて（損害賠償の額の決定について）と、日程 2 4、承認第 1 2 号、町長専決処分について承認を求めることについて（平成 1 9 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 8 号）について）は、同一事件にかかる損害賠償の額の決定とその予算措置について、専決処分されたものの承認案件でございますので、例によりまして、一括議題として取り扱うこととし、初日に即決という事にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 更に続きまして、日程 2 5、同意第 1 6 号、斑鳩町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることにつきましても、人事案件でございますので、委員会付託を省略し、初日に即決したいと思います。これにつきましてもご異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長 更に、日程 2 6、報告第 1 8 号、議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）と、日程 2 7、報告第 1 9 号、議会の委任による町長専決処分の報告について（平成 1 9 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 9 号）について）の 2 議案につきましては、同じ事故にかかります報告案件でございますので、これにつきましても本

会議初日に、一括議題として報告を受けたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長 それでは以上、ただ今のように確認いたしましたとおり、付議議案の取扱いをしていきたいという風に考えます。

議長におかれましては、ただ今確認いたしましたとおり、付議議案の取り扱いをしていただきますように、よろしく願いいたします。

続きまして、協議事項の(2)陳情書、要請書等の取扱いについてを議題といたします。

今回、大変多くの陳情書などが寄せられておりましたので、できるだけ本日の委員会までに委員皆さんに目を通しておいていただきたいと思ひまして、事前に来ておりました7件の陳情書等を配布させていただいております。また、その後、要望書1件、陳情書1件の提出を受けておりますので、合わせて9件の陳情、要請等を受けております。これにつきまして、本日の取扱いについてご協議いただきたいと思ひます。

それでは、まず初めに、これらの文書を受けた経緯などについて、簡単に事務局から説明をしていただきます。 藤原議会事務局長。

事務局長 それでは、レジメに記載いたしました順にご説明をさせていただきますと思ひます。

まず、「沖縄戦での日本軍による「集団自決」強制の事実をゆがめる高校日本史教科書検定の撤回と記述の復活を求めます」という文書についてでございますが、これにつきましては新日本婦人の会斑鳩支部、支部長天川佐江子さんが、去る10月1日に議会事務局にお越しになられまして受け取ったものでございます。

次に、「犬及び猫の不妊・去勢手術費用一部助成の廃止に関する陳情」についてでございますが、これはNPO法人、人と動物との共生をめざす会、動物の濫用に反対する会、理事長 河邊広子さんから郵送にて送

られてまいりましたので、10月11日に受付をしたものでございます。

次に、「意見書採択のお礼と、奈良県知事に向けた新たな意見書採択を求める陳情書」につきましては、看護師等の増員を求める奈良県実行委員会、実行委員長 上村啓子さんから、10月15日に郵送にて送られてきたものでございます。これにつきましては、昨年でございますけれども、「安全・安心の医療と看護の実現のため医師・看護師等の増員を求める陳情書」というのを提出されまして、昨年第5回定例会において、意見書の採択を行っており、そのお礼と、新たに奈良県知事に向けた意見書の採択を求められているものでございます。

次に、「介護事業等の担い手確保のため、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（基本指針）の確実な実施を求める意見書採択のお願い」につきましては、介護職員の確保・定着を求める奈良県実行委員会準備会から、去る10月15日に郵送で送られてきたものです。なお、これにつきましては代表者が記載をされておりませんが、本日、お手元に配布いたしましたように、11月26日にファックスにて、代表者に加盟団体の福祉保育労組奈良支部長の林田智子さんが代表者になられたという旨の連絡をいただいたところでございます。

次に、「同性愛者ら性的少数者が普通に暮らせる社会環境の整備を求める陳情書」及びその次の「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の改正を求める意見書提出に係る陳情書」につきましては、いずれも、性と生を考える会、代表 中田ひとみさんから、去る10月24日に郵送にて送られてきたものでございます。なお、参考までに申し上げますと平成15年にも同じ方から「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の「現に子がいないこと」要件の削除などに関する意見書提出に係る陳情書」ほか2件が提出されておりました。その時には厚生常任委員会に付託をされました。厚生常任委員会としては、「陳情者の趣旨を尊重したいとの意見もあつたが、性別を外すことによる行政への弊害等も予測されることも考え、国も施行後3年を目処に見直しも検討されることから、意見書として採択は出来ないが、町として

対応できるものは順次改善されるよう要望する」ということで委員会として取りまとめをされまして、平成15年第6回定例会において、委員長報告どおり不採択とされたものでございます。参考までに申し添えておきたいと思います。

次に、「安全な医療と看護・介護の実現、地域医療拡充をはかるため、医師・看護師等の大幅な増員を求める陳情書」についてでございますが、医師・看護師の増員を求める奈良県実行委員会、実行委員長 上村啓子さんより提出を受けたものでございます。これにつきましては、去る11月2日に同実行委員会の事務局の方がお越しになられまして提出されたものでございます。

次に、本日配布させていただきました資料でございます。「要望書」でございますが、内容はハザードマップの作成に関してで、政治結社三和塾から去る11月7日に郵送にて送付を受けたものでございます。

次に、「公共下水道についての陳情書」でございますが、11月26日に斑鳩町排水設備指定工事事業者組合、組合長の勝間設備工業の勝間隆さんが事務局にお越しになられまして、提出を受けたものでございます。

以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。

委員長

ただ今、局長から説明のありましたこれらの陳情書等について、どのように取扱いをしていけばよろしいか、委員みなさんのご意見をお聞きした上で取りまとめの方を行っていきたいという風に考えております。本日お配りしたのもございますが、まずこのレジメの順番でいきますと事前にお配りをしているものが7件ございますので、順次委員皆様のご意見をそれぞれお聞きして参りたいという風に思いますので、まず陳情書、沖縄戦での日本軍による「集団自決」という形でまいっておりますこの要請書ですね、意見書の採択を求める要請なんですが、これにつきまして皆様のご意見の方をお尋ねしたいと思いますが。

嶋田委員。



嶋田委員　これを出されたんは10月1日という事でそれから状況は進展というんですか、変化しております、書籍会社5社が訂正の申出、申請を出されているという事実もありますし、また個人ではありますが、強制はなかったという風な裁判も現在行われております。また国が教科書に口を挟むという事もどうかと思いますので、これに関しては配布に留めて各委員が更に勉強していただくという事でお願いしたいと思います。

委員長　ただ今嶋田委員の方からそういうご意見がございましたが、他のご意見ございますでしょうか。

浦野委員。

浦野委員　私も同じく配布でいいかなと思います。

委員長　配布に留めておくべきであるという風なご意見がございましたが、奈良県議会なんかはこの意見書採択したんかな、そういう動きもあったようには思うんですが、ただ、今、委員さんのご意見ございましたようにその後の動きもあるという事での配布に留めて、議員がそれぞれ認識を深めるべきという事も重要な事だというご意見もいただいておりますけれども。その他に委員さんの方からご意見ございませんでしょうか。

( な し )

委員長　そしたら配布に留めておこうという委員のご意見でいいという風にお考えであるという風にお見受けをさせていただきますので、それではただ今議題となっております陳情書につきましては、取り上げをせず、各議員に配布をするという事で確認しておきたいと思います。

続きまして2つ目に書かせていただいております犬及び猫の不妊・去勢手術費用の一部助成の廃止に関する陳情という事でお受けしておりますが、これにつきまして委員皆様のご意見お尋ねしたいと思いますが、いかがでしょうか。

嶋田委員。

嶋田委員　これは恐らく斑鳩町は、これ避妊の去勢手術費用を一部負担してるとは思うんですけども、これに関してですね、条例改正の問題も起こってきますんで、これも配布に留めていただいて、各委員さんが認識深めて誠こうであれば、また条例改正という事で動きもあろうかと思imasuので、これも配布に留めていただきたいと思います。

委員長　ただ今配布に留めていただきたいというご意見がございましたが、他に委員さんのご意見、今、辻委員も手を挙げておられたので。

辻委員　同様の考えで条例もされてますし、まだ条例してからそんな年数もないと思imasuねけど、嶋田委員言われるような、同じ事言おうと思ってたんで、すいません。

委員長　他に委員皆さんのご意見はございませんでしょうか。

( な し )

委員長　他の委員皆さんもご意見がないようですので、今ご発言があったものと同じようなお考えであるという風に私の方で認識をさせていただきまして、ただ今議題となっております陳情書につきましては取上げをしない、そして各議員に配布をさせていただくという事で確認をしておきたいと思imasu。

それでは引き続きまして3つ目ですが、前回の意見書採択のお礼という事も書かれておりますが、さらに奈良県知事に向けた新たな意見書採択を求める陳情書というものがまいてあります。看護師等の増員を求める奈良県実行委員会という形でまいてありますけれども、これにつきましてどのように取扱いをさせていただいたらいいかという事を委員皆さんの方からご意見挙げていただきたいと思います。

浦野委員。

浦野委員　この意見書の内容につきましては、前回も当委員会で意見書採択をして、その流れで奈良県知事もかなり本腰を入れられて昨日やったかな、新聞報道等で医師を増やすべく、またそれに付随する努力をされていると見受けしておりますが、このとおりまた採択の方向でお願いしたいと思います。

委員長　厚生委員会に所属をされている委員もいらっしゃると思いますが、これにつきましてはただ今、浦野委員からも取上げた方がいいのではないかというご意見いただきましたが、厚生委員会の委員さんたちのご意見も出来ましたら、そういう方向でいいのか、厚生委員さんたちもご発言いただけたら有り難いと思いますが、いかがでしょうか。

辻委員。

辻委員　前回の内容ちょっと知りませんねけど、お礼という事は前回も採択してるという事で、同様の文書やと思いますけど、奈良県の問題も色々あったことやし、その辺で採択、前回と同じような形で。

委員長　ただ今、厚生員会に所属もされております辻委員の方からもこれは委員会に付託をしてはどうかというご意見でしたが、もうお一方、厚生委員会の西谷委員さん、よろしいですか。

西谷委員　それでいいです。

委員長　そうしましたら、ただ今、各委員のご意見をお聞かせいただきましたけれども、この件につきましては、奈良県にとっても非常に重要な問題であるというご認識も、委員皆さんお持ちいただいている事から、委員会の方に付託をさせていただくという事にさせていただきたいと思えます。これにつきましては、取上げるという形で定例会に上程をして、そ

こから委員会に付託をする。前回は厚生委員会でしたので、付託を受けるとしたら厚生委員会という形になると思いますので、また宜しくお願いたします。

続きまして、その次、介護事業等の担い手確保のため、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」の確実な実施を求める意見書採択のお願い、という事で来ておりますが、これにつきましては、委員皆さんの方ではどのようにお考えになられてますでしょうか。

浦野委員。

浦野委員 これも厚生委員会に付託してですね、やはり介護、これから流動的な面あるいは施策的な、議員として見守っていく姿勢でもって、厚生委員会に付託していただいて審議していただいたらどうかなと思います。

委員長 浦野委員の方からやっぱりこの問題については今後も重要な問題であることから、取上げていただきたいという風にご意見いただきましたが、その他のご意見ございますでしょうか。

( な し )

委員長 そうしましたら介護制度も色々変わってまいりまして、介護報酬などが変化したり、すごく流動的な状況のある中で、斑鳩町議会としてもこの問題についてはやはりこういう要請を受けて、十分な議論を行ったという形をとっていきたいという風に思いますので、これにつきましても取上げるという事で、定例会の方に上程をしていただき、これも厚生常任委員会に付託するという事で確認させていただきたいという風に思います。

続きまして、同性愛者ら性的少数者が普通に暮らせる社会環境の整備を求める陳情書、申し訳ございません、もう一つもちょっと続いてですので、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の改正等を求

める意見書提出に関する陳情書、この陳情書2点につきましては同じ方から出てますね。同じような内容を受けての意見書を提出などの陳情となっているわけなんです、これにつきまして委員皆さんご意見の方を出していただければと思いますが、いかがでしょうか。

嶋田委員。

嶋田委員　これは平成15年にまたちょっと違う形、一つはよく似た、戸籍上の性別変更の要件の見直しという事でありましてんけども、この時にですね、委員会付託、不採択という形で、その中でも町として対応できるものは順次改善されるように要望するというような形で、議長が報告されております。それから何ら変わってないようにも思いますし、また戸籍上の性別変更要件の見直しという事は、まだ法整備、国民があんまり周知されていない、特異なものであろうとも思いますので、それとこの社会環境の整備を求める、これも読ませていただきますとものすごく広範囲にわたっておりますので、これも配布に留めて各議員が認識を深めるという事をお願いしたいと思います。

委員長　ただ今、嶋田委員の方から配布に留めてはどうかというご意見がございましたけれども、他に委員さんの方でご意見ございませんか。

浦野委員。

浦野委員　嶋田委員と全く同じで配布で結構です。

委員長　浦野委員の方からも配布にとどめてはどうかという事でした。前回も厚生委員会の方で色々議論をさせていただく中で、上位法との関連もありますし、3年を目途にという事の中で進んできてる、そしてまた国の方でしていただかないと町としてどうしようもない部分もございますが、町として出来る事は、町は進めてきているという、町としての努力もしておりますので、町議会としては今後の推移を見守りながら、また更にこの問題につきましても我々行政側へ声を上げる人間として、住民

の代表としてまた認識をきちっと深めていくという事のためにも皆さんに配布をさせていただくという事で、そういうやり方でよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長        それでは、ただ今議題となりましたこの陳情書2点につきましては、議員皆さんに配布をさせていただくという事で確認をしておきたいと思えます。

そして、この次にきております安全な医療と看護・介護の実現、地域医療拡充をはかるため、医師・看護師等の大幅な増員を求める陳情書、これにつきましては、先ほどの看護師の分につきましては県へという事でした、奈良県知事に対してという事でしたが。これにつきましては提出先が国になっておりまして、先ほどファックスで追加できたというところに、この案件につきましてここに提出先が5件書いてありますが、これプラス衆院議長と参院議長を加えていただくようお願いいたします、という事で事務局の方にファックスがまいっております、関係省庁へ、そしてまた国会へという形でこの意見書、提出是非していただきたいという内容の陳情書であるという風に考えますが、これにつきまして委員皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。

辻委員。

辻委員        県へ要望するのと同様の内容のもので、主旨は一緒やと思えます、国と県の違いだけで、これも採択、採択というのは委員会付託、取扱いするという事で。

委員長        ただ今、辻委員からご意見いただきました、そのように進める事でよろしいですか。それと反対の、別のご意見はございますか。

( な し )

委員長

よろしいですか。

この件につきましては県だけで努力をするという事が難しい、やはり国と共に努力をしていかなければならないという点もあると思いますので、ただ今、辻委員もその旨を考えて取上げるべきではないかという風にご発言いただいたように私も理解をしておりますので、これにつきましても定例会に上程をし、これも厚生常任委員会という形になりますが、厚生常任委員会に付託をするという事で確認させていただいてよろしいですか。

( 異議なし )

委員長

それでは、これも追加日程とさせていただきます。

それと、本日、あとの2件につきましては本日お配りをさせていただいている件なんです、ここには要望書とだけ書かれております。本日お配りをさせていただきました要望書につきましても、これ表題がございませんので、要望書と上にありまして、政治結社三和塾というところからきている要望書なんです、これにつきまして前回の議会運営委員会でも申しあげましたように、少し内容について、議長からも相談ございましたが、やはり一応来たものは全て議会運営委員会の委員さんにお諮りして、そして取扱いを決めようという事を申し上げておりましたので、本日皆さんにもお配りをさせていただき、皆さんの意見を聞くという事にさせていただきましたので、どうぞご意見の方、言っていたらと思います。ただ、これにつきましても、下にありますようにね、何か今後、政治団体三和塾の支部設立の予定がありますみたいな事も下に書かれてましたので、これについてちょっと気になるなと思いながら皆さんにご配布をさせていただいて、皆さんのご意見をお聞かせいただくと思っております。

嶋田委員。

嶋田委員 当町では、もう既にハザードマップ、同僚議員、飯高委員から一般質問等でありまして、また委員会でも県外研修、先進地研修で色々調査しまして、当町ではハザードマップ作成されております。この要望者の方、そこらへんご存知なのかどうか、こういう事を出してこられてますんで、ご存知ではなかったのかなとは思いますが。この件に関しては当町は関係ないという形ですね。それと何か教育勅語の復活を望みますと、望んでるけれどもどのようにしてくれという事は書いてませんので、これも配布に留めておくべきではないかなと思います。

委員長 ただ今、嶋田委員からご意見いただきましたが、他に委員さんの方からご意見ございますか。

( な し )

委員長 一応こういうのが来たという事で議員皆さんの方に配布をさせていただくという事でおいておきたいと思います。

引き続きまして、次に公共下水道についての陳情書という形で26日、直近でしたので、これも私たちが議会運営委員会の打合せをした段階でもまだ出ておりませんでしたので、私も今日、内容を読ませていただきました。皆さんにつきましても今日読んでいただいたという風に思いますが、この公共下水道についての陳情書の取扱いについては、どのようにさせていただきますでしょうか。

そしたら皆さん方もちょっと読んでいただいて、するのに、10時10分まで休憩させていただきますので、十分お読みいただいているらなご意見出していただきたいと思います。

( 午前 9時54分 休憩 )

( 午前10時10分 再開 )

委員長 再開させていただきます。



本日皆さんに見ていただきました陳情書でしたので、ただ今休憩とらせていただきましたが、この陳情書の取扱いについてはどのようにさせていただきますか、委員の方からご意見をいただきたいと思えます。

浦野委員。

浦野委員 所管の建設水道常任委員会に付託していただいて、審議していただけたらと思えます。

委員長 取上げて建水の方へ付託をするという考え方が示されましたが、他にご意見ございますか。

西谷委員。

西谷委員 ちょっと確認しときたいんやけどね。前よりはだいぶ具体的になったと思えますけれど。これは、せやけど議会、言わんとしてる最終の主旨は下の三行かなと思えますが、排水設備の切替を推進して河川浄化や生活環境の改善を目的とした公共下水道事業推進についての見解をまとめられ、住民の皆様が安心して公共下水道へ接続していただけるように、陳情いたします。という事やから要は公共下水道を議会として排水設備工事やから、自分たちが排水設備工事を、町民皆さんがぎょうさんして、仕事ができるようにという事を陳情してはるという解釈なんですかね、主旨は。

( 「一点だけすいません。」との声 )

委員長 辻委員。

辻委員 この間の自治会連合会の懇談会でも言われてました。一応、住民に戸惑いがあるという事で、自治会長の方から言われてました。その辺きっちりしてもらう、これは三行やなしに、上からの前文もついてくると。

元々は上に書いたやつが原因で排水工事が、住民から聞かれてると、もうちょっとしたらタダになんねとか言われてるという事で、問い合わせもくると言われてる中で、これは議会としてやっぱり住民にこういう事ではしてるという事を知っていただくという中で慎重に取扱いをお願いしたいと思っております。

委員長 議会運営委員会といたしましては、この陳情書の取扱いについて委員皆様方にお諮りをさせていただいてるわけなんですけれども、お二方からこの陳情書については、取り上げをして担当の常任委員会で付託して、審議をしていただいたらどうかというご意見でしたが。

中川議長。

議長 先ほどの西谷委員の質問に、受理をさせていただいた立場から私の理解をお話させていただきたいと思えます。

最終的には加入負担金が廃止されると、この署名活動によって加入負担金が廃止されるのであればそれから繋ぐという住民の方々もおられるという事なんで、それをはっきりしてほしいという理解で私は受け止めさせていただいておりますので、その辺を委員会の方で審議をしていただきたいという気持ちで受理させていただきました。

委員長 今、議長の方から説明もございましたが、議会の方へそういう風に陳情持って来られております事につきましても、今後の公共下水道事業そのものも、斑鳩町にとって重要な事業であるという風に私も考えておりますので、委員さんも付託をしたらどうだ、というご意見いただいておりますので、これについて付託をしていくという考え方で進めさせていただくという事でよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 ただ今議題になっておりました公共下水道についての陳情書につきま

しては、建設水道常任委員会に付託をするという事で確認させていただきます。

それでは、議長におかれましてはただいま、それぞれの陳情書や要請書等、委員皆さんにご協議いただきました結果のとおり進めていただきますこと、よろしくお願い申し上げます。

では、付議議案の取扱いについては以上で終わらせていただきます。

総務部長のほうから何か他に報告等しておくこと等はございませんか。 池田総務部長。

総務部長 特にございません。

委員長 なければ、総務部長におかれましては他の公務もございませぬので、ここで退席をしていただくことと致します。どうもご苦労さまでございました。暫時休憩いたします。

( 午前10時16分 休憩 )

( 午前10時16分 再開 )

委員長 再開いたします。

次に、継続審査についてを議題といたします。

前回の議会運営委員会において、検討事項につきまして委員皆さんのご意見をお聞かせいただきました。このなかで、特に臨時議会の開催と役員改選についてという項目でございませぬが、さしあたって、これまでの慣例からいきますと毎年5月、臨時議会を開催していただきましたものを、今度の来年の5月にこの臨時議会をどうするのかということが問題になってこようかと思ひます。これまでは役員改選1年ずつだったのでその時に臨時議会を開いて、役員改選を合わせてやるという形をとって参りましたけれども、これにつきましては一定、皆さん方にお考えを示していただき、来年の3月の定例会の間にですね、当委員会として日程を決めなければならないところにありますので、この毎年やってきた5月の

臨時議会をどうするのかという結論を導き出さなければならないという風に考えております。3月議会、定例会終わるまでに本日の委員会を含めまして通常でしたら4回しか委員会の方もございませんので、早速この件については、期間の決まってる事ですのでね、協議の方を進めていきたいなど、皆様のご意見をそれぞれいただきたいという風に考えているところですので、今日結論を出さなければならないという事ではございませんけれども、3月定例会中に次期日程を決めますので、そこまでに色々皆様とご協議をしたいと、決定をしていきたいという風に考えております。とりあえず、現段階での委員皆様がお考えになっている事につきましてご意見があれば、お聞きしておきたいという風に思いますが、いかがでしょうか。

嶋田委員。

嶋田委員 今年度から議長、副議長及び各委員の任期は2年という事に定められましたので、基本的にですね、それからいきますと来年度5月の臨時議会は必要ないのではないかなど、かように思います。ただし、今の制度がいいのかどうか、そこら辺はこの議運で時間をかけて検討していこうという事なので、それによっては再来年度はまた、再来年度以降は変わってくるかも分かりませんが、来年度においては、私は現段階では必要ないのではないかなどと思います。

委員長 ただ今、嶋田委員の方からそういうご意見がありました。主な臨時議会の任務は役員改選が主なもので、でも議会の招集につきましては町長の招集という事で、議案を出してもらったという事で、あえて5月の臨時議会に出さなくても済むかなというような議案も、そこに間に合う議案は出してもらったというような経過がこれまでもあったかなという風に考えておりますが、今回につきましては役員改選というのは委員会条例など、会議規則、ただ今の運営でいきますと役員改選という作業の方は当議会は来年度行わないという事になっておりますので、あえて臨時議会を開く必要がないのではないかなというご意見が、嶋田委員の

ご意見だったと思いますが、他の委員さん、何かご意見お持ちでしたら、本日のところで結構でございます。決定は3月にしたいと思いますが、本日のところ何かご意見ございましたら出していただきたいと思いますが。

辻委員。

辻委員

毎年5月は議案、消防の何か賞じゅつ金か何かの議案という事で、たぶんあれは即決、次の6月議会でもいい案件かなっていうのは、感じしますねん。今、嶋田委員言われたような格好で、町長が招集しますので、強いて議案もなければ5月の臨時議会はなくてもいいのかなという感じもいたします。ただ、その時の議案がどうかもありますけど、基本的には役員改選のために議案を出してくるような感じもしますので、それらも含めて強いて早く議案がなかったらそれでもいいのかな、嶋田委員言われるような格好でもええのかなという事でさせていただきたいと思います。

委員長

特に重要な問題があれば、いつでも私は臨時議会というものは開催されるべきであるという風には考えております。定例会で間に合わない問題があれば臨時議会というのはあって然るべきだと思いますが、当面今、辻委員のお考えでは、そういった差し迫った議案が理事者側になれば臨時議会を開くという事は必要ないのではないか、という風なお考えが示されたという風に理解をさせていただきます。

他の委員さんの方でこれにつきまして何かございますでしょうか。

浦野委員。

浦野委員

嶋田委員、辻委員おっしゃった、全く同じ考えで結構かと思います。

委員長

そうしましたら今現在のところでは3名の委員さんの方から現状であれば開く必要がないのではないかというようなお考えもございますので、あとはまた最終的に決定するのは3月定例会で決定したいと思いま

すが、理事者側との兼ね合いもございますので、また議運の委員長といたしましても、議案、これまでの臨時議会に提出してきました議案につきましてどうなのかという事で調整させていただくようにしてまいりたいと思いますので、その点につきましては私の方でさせていただきます。

その他にも委員さんの方でご意見ございましたらどうぞ遠慮なく出していただいたら結構かと思いますが。

( な し )

委員長 そうしましたら、継続審査案件につきましても、まずは期間の決まっている臨時議会の問題については、3月定例会で決定をさせていただくのに向けて必要な調査もしながら、また、ただ今委員皆様から出されました意見を尊重させていただき、進めさせていただくようにしていきたいと思います。という事で一定の審査を行ったということで、終わっておきたいという風に思います。

次に、その他についてを議題とさせていただきますが、なにか質疑、ご意見はございますでしょうか。

まず委員皆さんの方でその他ございますか。

( な し )

委員長 議長の方から何かその他、案件ありますか。 中川議長。

議 長 特段ございません。

委員長 そうしましたら、事務局の方から、本日お配りをさせていただいている資料もございますので、事務局の方からその点についての説明をしていただきたいと思います。 藤原議会事務局長。

事務局長 一点だけご相談をさせていただきたいと思います。お手元の方に斑鳩

町議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表及び斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

委員会条例及び会議規則につきましては、本年3月の定例会におきまして発議され、改正されたところではございますが、一部改正漏れと申しますか、抜けておいた部分がございます、改正手続きをお願いしたいという風に考えております。また、合わせまして、全国町村議長会が定めます標準町村議会委員会条例及び標準町村議会会議規則というのがございまして、これと条文を照らし合わせて調査しましたところ、当町の議会委員会条例及び議会会議規則の中で文言の整理が必要な箇所というのが見つかりましたことから、これらについても合わせて整理をしていただきたいという風に考えております。

それでは、個々の条文についてご説明させていただきます。

まず、委員会条例でございますけれども、第4条において、常任委員の任期の起算日が定められておりますけれども、現行では、アンダーラインを引いているところがございますけれども、前任の委員の任期満了の日から起算するという風に定められています。これが任期満了の日の翌日から新しい委員さんの任期が始まるという事が正しいのかという風に思いますので訂正をしていただきたいと思います。

次に、第20条第3項でございますけれども、委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であるときは、となっておりますけれども、困難であると認めるときは、という形で文言整理をしたいという風に思います。

次に、第23条第1項でございますけれども、学識経験者というのを学識経験者等に改めるものでございます。

続きまして、2枚目の会議規則でございます。

まず、第14条第3項でございますけれども、地方自治法改正に伴いまして委員会が議案提出をできるようになっております。そのことから、委員会が議案を提出する際の手続きについて、会議規則に追加するというものでございます。

次に第39条、及び第73条でございますけれども、これは文言の整

理をさせていただいたというところでございます。

次に、第42条と裏面の第101条、第111条の3条についてでございますが、現行の条文は、委員会付託を前提としない、本会議中心で行う場合の条文という事でございます。斑鳩町議会にご承知のように委員会付託を前提としているという事でございますので、そういった場合の条文につきましては左に書かれていますような条文になるという事でございます。そのように整理をしていただきたいと思います。

改正内容の説明は以上でございますけれども、できましたら、次回の議会運営委員会でご審議いただきまして、議会運営委員会の発議をもちまして、定例会最終日に議案提出をお願いしたいという風に考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員長

ただいま、局長の方から説明がございましたが、委員さんのほうで何か質問やご意見などはございませんでしょうか。

町村議会の方で逐条解説に基づきまして文言の整理をさらにきちっとやっていこうという事で、事務局の方で調査をし、整理をしていただいた内容でございますので、ただ今局長が説明しましたとおり、議会運営委員会といたしまして、この委員会条例につきまして改正をするという方向で進めていきたいという風に思います。次の委員会できちっとその点につきまして更に皆さんから何かご意見ありましたらご意見いただいた上で決定をしたいと思いますが、今日のところはそういう方向付けだけさせていただいておくという事にしたいと思います。

他に何かございますか。

( な し )

委員長

他にご意見もないようですので、その他につきましてもこれをもって終わらせていただきます。

以上をもちまして、本日の議会運営委員会を閉会とさせていただきます。どうも長時間ご苦勞様でございました。



( 午前10時31分 閉会 )